

町が処分費用等の一部を助成します 空き家家財道具等おかたづけ事業を実施しています

町では、空き家の家財道具等を処分運搬および屋内外の環境整備をする方に対して、処分費用等の一部を補助する鹿部町空き家家財道具等おかたづけ事業を実施しています。予算に限りがありますので、補助金の活用をご希望の方はお早めにご相談ください。

○補助金額

補助対象経費の2分の1に相当する額（上限10万円）

○対象となる空き家

- ・賃貸の用に供していたものでないこと
- ・所有者が町税等を滞納していないこと

○補助対象者

次の①～⑤のいずれにも該当する方

- ①空き家の所有権を有する方またはその相続人の方
- ②町税等を滞納していない方
- ③暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有しない方
- ④第三者と賃貸または売買を目的として、この

補助金を受けた日から起算して2年間、空き家を空き家バンクへ登録し、または空き家について宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者との媒介契約を締結する方

- ⑤過去にこの補助金の交付を受けたことがない方

○補助対象経費

- ①家財道具等の処分に要する経費
- ②特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定された特定家庭用機器の処分に要する経費
- ③空き家の敷地内の樹木の伐採および処分に要する経費
- ④上記①～③の処分に係る運搬に要する経費
- ⑤上記①～④の処分および運搬の委託に要する経費

▼お問い合わせは、役場企画振興課企画振興係（01372-7-5297）へ。

4月から新たに鹿部町地域おこし協力隊（しかべっ子学習支援事業「しかべ学び場」の学習支援員）として採用になりました隊員をご紹介します。

【令和7年4月1日採用】

地域おこし協力隊 佐藤 徹弥 隊員

〔出身：札幌市〕

このたび、ご縁をいただき「しかべ学び場」の学習支援員として埼玉県さいたま市から参りました。

出身地は札幌で、大学卒業後チャレンジする場を東京や海外に移し、色々な経験を積んできました。定年退職後は学習塾の講師として子供の学びのお手伝いをしていました。

40年ぶりに北海道に生活拠点を移し、ここ鹿部町でお子様方に学びを通して、社会経験で習得したことやチャレンジする楽しさをお伝えできればと考えております。

これからよろしくお願いします。

